

鹿児島県の公共工事等における遠隔臨場試行要領

1 目的

鹿児島県が発注する公共工事の建設現場において、臨場で行う「段階確認」、工場製作工の「材料確認」、「立会」（以下「段階確認等」という。）の現場管理を双方向通信機器等の活用により遠隔で臨場することを可能とすることは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策とともに、受発注者の作業効率化が図られ相互の働き方改革推進にも寄与するものである。

また、近年の集中豪雨等による大規模災害など臨場に対する様々な影響も想定されることから、委託業務における打合せ等（以下「業務打合せ等」という。）や工事及び委託業務における検査（以下「検査」という。）においても遠隔で臨場することは受発注者の安全確保や作業の効率化にも寄与するものである。

このようなことから、「段階確認等」、「業務打合せ等」、「検査」において遠隔臨場が可能となる試行とし、活用を推進するものである。

2 前提

本県の公共工事においては「鹿児島県工事検査規定」や各部が定める「工事現場監督要領」等、委託業務においては「鹿児島県測量・調査・設計委託業務監督要領」や「鹿児島県測量・調査・設計委託業務検査要領」等により厳正な監督、検査を行うものである。

これを踏まえ、本要領を定めて遠隔臨場を試行するものである。

3 定義

本要領における遠隔臨場とは、映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認等」、「業務打合せ等」、「検査」を行うものである。

遠隔臨場は、発注者が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に、臨場に代えることができるものとする。

また、以下のいずれかに該当する場合にも、発注者が確認するのに十分な情報を得ることができる場合は遠隔臨場と見なし、臨場に代えることができるものとする。

- ① 映像の双方向通信が困難な現場で、かつ、移動手段等の制約により適時適切な「段階確認等」の臨場が困難と見込まれる場合
- ② 発注者が利用する機器の環境により映像の双方向通信が困難な場合や、新型コロナウイルス感染症拡大防止に鑑み臨場を控えることが適当と判断される場合、または災害等の影響により臨場が困難と見込まれる場合

4 試行対象

PR・観光戦略部、環境林務部、商工労働水産部、農政部、土木部及びこれらの部が所管する事業を執行する各執行機関が発注する公共工事及び委託業務を対象とする。ただし、施工管理委託により現場管理を行う工事、建築営繕については試行の対象としない。

5 試行の適用

受発注者いずれの発議でも打合せ簿による受発注者協議のうえ、本要領による遠隔臨場を適用できる。

6 機器等の仕様

本試行に使用する機器等は、遠隔臨場での確認が可能であれば、受注者が保有しているスマートフォンやタブレット等のモバイル端末や情報共有システムを利用できることとする。

ただし、寸法等の近景や遠景の映像での確認に支障がないことをあらかじめ受発注者で確認することとする。

7 環境等の整備

受注者は、遠隔臨場に必要な機器や通信環境等の準備を行うものとする。

利用するアプリケーションまたはサービス等の仕様については、発注者が保有する機器での利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して通信費以外の費用が新たに生じないものを受注者が選定し、受発注者協議のうえ決定する。

なお、発注者が保有する機器での利用が困難な場合でも、受注者において発注者の利用する機器を準備する場合には発注者の環境を満たしたものと見なす。

8 試行にかかる費用

試行に必要となる費用は、原則設計変更の対象としない。

ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として遠隔臨場を実施する場合には、受発注者で設計変更の協議を行うこととする。

9 施工計画書への記載

受注者は、施工計画書の施工管理計画に遠隔臨場で使用する機器等とその仕様、段階確認等の実施計画での遠隔臨場の実施予定について記載し、監督職員の確認を受けることとする。

10 検査への適用

工事の「検査」は、実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合は、遠隔臨場の手法による検査を実施することができることとする。

また、委託業務の「検査」は、遠隔臨場の手法による検査を実施できる。

なお、遠隔臨場の手法による検査を行う場合には、あらかじめ受発注者で協議を行うこととする。

11 その他

本要領は、遠隔臨場以外での公共工事等でのモバイル端末等の積極的な活用のほか、各部の施策等の推進を妨げるものではない。

また、業務を円滑に遂行するために遠隔臨場の手法を準用することを妨げない。

附則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

【参考】

【鹿児島県農業土木工事共通仕様書抜粋】

1-1-25 監督職員による検査及び立会等

7. 施工段階確認

- (1) 受注者は、設計図書に示す施工段階において、立会いによる検測又は確認を受けなければならない。
- (2) 受注者は、施工段階確認の具体的な実施方法について、施工計画書に記載するものとする。
- (3) 受注者は、施工段階確認を受けようとする場合は、立会願を監督職員に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、監督職員の立ち会いにより施工段階確認を受ける場合は、施工段階確認簿をその都度作成し、速やかに監督職員へ提出するものとする。なお、この場合受注者は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付する必要はない。
- (5) 監督職員が施工段階確認を机上により行う場合、受注者は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付し、監督職員へ提出するものとする。
- (6) 施工段階確認結果において、管理基準値及び規格値から外れたものが確認された場合、受注者は以下の対応を行わなければならない。なお、詳細については、監督職員の指示によるものとする。
 - 1) 管理基準値から外れた場合は、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。
 - 2) 規格値から外れた場合、手直し工事を行うとともに、施工方法の改善策を監督職員報告しなければならない。なお、手直した箇所については、再度施工段階確認を受けるものとする。

【土木工事共通仕様書抜粋】

6. 段階確認

段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、表3-1-1段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
- (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時まで監督職員へ提出しなければならない。
- (4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

7. 段階確認の臨場

監督職員は、**設計図書**に定められた**段階確認**において**臨場を机上**とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

【参考】

【鹿児島県森林土木工事検査基準抜粋】

備考

- (1) 検査は、実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については出来形管理図表、写真、品質証明書等により、検査することができる。
- (2) 現場の施工管理状況、工事規模等から必要に応じて、検査項目の追加及び省略することができる。

【鹿児島県農業土木工事検査基準抜粋】

第3 検査の内容

検査は、当該工事の出来高を対象として、関係書類に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について、合否の判定を行うものとする。

- 1 工事の実施状況の検査は、出来形管理、品質管理その他の実施状況に関する各種の記録（写真による記録を含む）と、契約書、仕様書、図面、その他の関係書類を対比し、別表第1により行うものとする。
- 2 工事の出来形及び品質の検査は、原則として、実地について行うものとし、位置、出来形寸法、品質及び出来ばえについて、契約書、仕様書、図面、その他関係書類と対比して別表第2により行うものとする。
- 3 工事の出来高数量は、工事出来形及び品質の検査の結果に基づき、出来形図及び出来形数量計算書により確認するものとする。

【鹿児島県土木部工事検査基準抜粋】

備考

- (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により、検査することができる。
- (2) 現場の施工管理状況、工事規模等から必要に応じて、検査項目の追加及び省略することができる。

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にかかる各部の通知】

環境林務部 「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月24日付け通知）

農政部 「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る設計変更について」（令和2年5月22日付け通知）

土木部 「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月21日付け通知）